

県の消費者教育推進に向けた主な取組について
＜青森県消費者教育連絡協議会構成機関の学校等における消費者教育の取組状況＞

1 青森県消費者教育連絡協議会

(1) 目的

本県における消費者教育に関する行政機関等の連絡調整及び協議を行うため、平成18年度に設置されたもの。

第4次青森県消費生活基本計画では、第5章 計画推進のための方策、1 計画の進行管理の中で、「庁内の消費者教育推進関係各課で構成する青森県消費者教育連絡協議会を必要に応じて開催し、本計画に基づく消費者教育推進に向けた施策や、それ以外の消費者教育に関する施策について総合的に調整していきます。」とされている。

(2) 構成

青森県こども家庭部県民活躍推進課

青森県交通・地域社会部地域生活文化課

青森県消費生活センター

青森県教育庁学校教育課

青森県教育庁生涯学習課

青森県金融広報委員会

2 学校等における消費者教育の取組状況について

別紙のとおり